

「小児かかりつけ診療料」に関する説明書

当院では、当院を継続して受診され同意された患者様に対して、小児科のかかりつけ医として下記のような診察を行います。

- ・急な病気やけがの際の診察を行います。
- ・慢性疾患の指導管理を行います。
- ・発達段階に応じた助言・指導などを行い、健康相談に応じます。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。
また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- ・「小児かかりつけ診療料」に同意する患者様からの電話などによる問い合わせに対応します。

夜間・深夜・日曜・祝祭日などは、下記の提携医療機関や小児救急電話相談室にご相談ください。

連絡先

浜松市夜間救急室 053-455-0099 (20時~24時)

小児電話相談室 #8000 (平日18時~8時・土曜日13時~8時・日曜祝日8時~8時)

休日当番医 (当日の新聞などでご確認ください)

患者様・ご家族様へのお願い

- ・何かお体の不調がありましたら、まず当院を受診ください。(骨折以外)
- ・緊急時などご都合により他の医療機関を受診された場合には、次回当院を受診した際にその医療機関で受けた診療行為・投薬などについてもお知らせください。
- ・健康診断の結果や予防接種の接種状況を定期的に確認しますので、受診時に母子手帳をお持ちください。
- ・「小児かかりつけ診療料」の同意書の記入は6歳未満の患者様が対象となります。
- ・「小児かかりつけ診療料」は、同意書を記入していただいた方で当院を4回以上受診していただいている方が対象となり、就学前まで継続となります。
- ・静岡県在住の方は、受給者証が使用できます。
- ・「小児かかりつけ診療料」は、1人の患者様につき原則1カ所の医療機関が対象となっております。他の医療機関と2重登録はできません。
- ・必ず登録された電話から番号を通知して発信してください。非表示の番号は防犯上の観点から対応いたしませんのでご承知おきください。また、電話番号を変更の際にはご連絡ください。
- ・夜間、深夜、日曜、祝祭日は、緊急時以外ご遠慮頂き、医師の体調保持にもご協力ください。



チルドレンクリニック

☎053-420-6111

同意書

「小児かかりつけ診療料」算定について説明を受け、理解したうえでチルドレンクリニック医師 辻 徹を主治医として、病気の診察・継続的な医学管理・予防接種や健康に関する相談や指導などを受けることに同意いたします。

カルテNO

(フリガナ)

患者氏名

生年月日

保護者氏名

登録電話番号

記載日
